

君津市貞元コミュニティセンターの指定管理者の指定について

君津市貞元コミュニティセンターの指定管理者に下記の者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 君津市貞元コミュニティセンター
- 2 施設の位置 君津市上湯江1287番3
- 3 指定管理者 君津市上湯江1287番地3
貞元地域コミュニティ活動推進委員会
会長 安西 政彦
- 4 指定期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

令和4年11月29日提出

君津市長 石井宏子

君津市貞元コミュニティセンターの指定管理者となる団体の概要

- 1 名 称 貞元地域コミュニティ活動推進委員会
- 2 代 表 者 会長 安西 政彦
- 3 所 在 地 君津市上湯江1287番地3
- 4 設 立 日 昭和57年7月1日
- 5 目 的 等 市民相互の親睦、交流と地域コミュニティ活動を推進し、地域住民の連帶意識の向上と活力ある地域づくりを進める目的とする。
目的を達成するため次に掲げる事業を行う。
- (1) 貞元地域のコミュニティ活動の推進に関する事。
 - (2) 貞元地域の福祉、文化、教育活動の推進に関する事。
 - (3) コミュニティセンターの管理運営に関する事。（「指定管理者」として指定を受けた場合。）
 - (4) その他、本会の目的達成に必要な事業。
- 6 構 成 員 委員60人